二百五十二条の二十六の三第一項の」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に掲げる工場以外の工場であつて一般粉じん発生施設が設置されているもの

指定都市、中核市及び地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（次号において「特例市」という。）

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に大気汚染防止法若しくは特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「大気汚染防止法等」という。）の規定により都道府県知事が行つた命令その他の行為（以下この項において「命令等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現に大気汚染防止法等の規定により都道府県知事に対して行つている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）で、施行日以後大気汚染防止法等の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（以下この条において「特例市の長」という。）が行い、又は特例市の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、当該特例市の長が行つた命令等の行為又は当該特例市の長に対して行つた届出等の行為とみなす。

2　施行日前に大気汚染防止法等の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないもので、施行日以後大気汚染防止法等の規定により特例市の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、当該特例市の長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○農林水産省令第七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の二の項植物の欄中「かんきつ類（付表第十」の下に「及び第五十八」を加え、同表の付表に次のように加える。

五十八　タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトーンディー種のポメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年二月十日

会計検査院長　重松　博之

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局総務検査課の事務分掌事項欄を次のように改める。

国家公安委員会、復興庁、総務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、財務省（財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理、独立行政法人平和祈念事業特別基金、自動車安全運転センター並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務

検査を受けるものの地方公共団体に対する補助金等に係る経理その他の地方公共団体に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務

検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、大日本國士連合會から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成十七年総務省告示第三百九号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年二月十日

総務大臣　川端　達夫

大日本國士連合會のうち「柳木町俊二」を「柳町　俊二」に改める。

○消防庁告示第一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年二月十日

消防庁長官　久保　信保

AE—⑩—1151　有限会社オオヤブ
AE—㉒—1152　株式会社ナナミ
CE—㉓—7069　有限会社旗屋中島屋代助商店
E—㉓—44000　村松　英雄
E—㉓—44002　板倉　良平
E—⑩—44003　古吉　俊徳
E—⑰—44004　有限会社ひかり装飾
E—⑩—44005　濱崎　信一郎
E—㉓—44006　朝岡　克敏
E—㉞—44007　株式会社ムクダ
E—㉗—44008　株式会社メック商会
E—⑪—44009　株式会社ワタルインテリア
E—㉗—44010　安丸　茂利
E—㉗—44011　田中　道昭
E—⑬—44012　日本オーナメント株式会社
E—㊳—44013　曽我　邦弘
E—㊳—44014　株式会社アシスト
E—⑬—44015　株式会社ＹＳＫ—マテリアル
E—㉓—44016　株式会社みどり
E—㉓—44017　板屋　博文
E—㉓—44018　株式会社谷口装飾
E—④—44019　株式会社仙台造型
E—㉚—44020　新井　あけみ
E—㉑—44021　奥村　成功
E—㉗—44022　太平洋建材株式会社
E—⑬—44023　株式会社ヒットデザインワークス
E—⑬—44024　株式会社バンデ
E—⑩—44025　柴崎　安吉
E—⑩—44026　株式会社ネクスト
E—㉘—44027　黒坂　文雄
E—⑥—44028　大沼クリエーションサービス株式会社
E—⑪—44029　三輪工業株式会社
E—⑩—44030　都丸　秀夫
E—㉞—44031　株式会社イワヒロ・メーキング・ジャパン
E—㉓—44032　有限会社吉田洋家具製造所
E—⑩—44033　株式会社コダマ店舗流通センター
E—②—44034　トウエー株式会社
E—⑭—44035　財団法人藤沢市まちづくり協会
E—㉗—44036　川正染工株式会社
E—㉞—44037　杉本商事株式会社
E—㉓—44038　合資会社サンユー美建
E—㊷—44039　株式會社佐々総合産業
E—⑩—44040　株式会社ナカガワ企画
E—⑫—44041　有限会社旭屋商店
E—⑳—44042　北村　敦史
F—⑯—1306　株式会社ニイカワポータル
F—㉔—1308　株式会社ワット
FE—⑩—1304　株式会社カインズ
FE—⑬—1305　株式会社アズシーインターナショナル
FE—⑬—1307　有限会社ヒロテック